

# 仕様書

## 1 業務名

屋外貯蔵タンクの内面コーティングにおける実態調査及びコーティング指針に関する調査検討業務

## 2 業務の概要・目的

容量 1,000kL 以上の特定屋外貯蔵タンクについては、消防法に基づき一定期間ごとに開放検査を実施することとされている。保安のための措置が講じられている場合、開放検査周期を延長できる制度が設けられており、その要件の一つに内面からの腐食を防止する塗装（以下「コーティング」という。）がある。

コーティングについては、平成 6 年消防危第 74 号通知（以下「コーティング指針」という。）により、塗料の種類、耐用年数、施工方法等が詳細に定められている。特定屋外貯蔵タンクのコーティングについて新たな技術、知見が蓄積されたことから、関係団体よりコーティング耐用年数延長を含む当該指針の改訂に関する要望が複数寄せられている。

本業務は、コーティング指針の見直しに資する技術、知見を整理し、提供することを目的とし、コーティングに関する国内における実態調査等を実施するものである。

## 3 業務内容

消防庁の仕様に基づき以下の事項について調査を実施し、報告書にとりまとめること。なお、請負者が独自に調査し、提案するもののほか、後述の検討会において情報提供がなされたものに対して、総務省消防庁予防課危険物保安室（以下「危険物保安室」という。）の指示に従い調査を実施するものとする。

### (1) 国内におけるコーティングに関する実態調査

事業者に対してコーティングに関する以下の例示を含めた調査を行い、調査結果について解析等を行いとりまとめること。また、例示以外に必要となる項目について提案すること。

- (ア) 内容物（内容物を変更している場合はその履歴）
- (イ) 加温の有無及び最高使用温度（常時加温又は一時加温）
- (ウ) コーティングの施工範囲、施工条件
- (エ) コーティングの種類
- (オ) コーティングの使用年数（同一環境下での使用実績）
- (カ) コーティングの膜厚
- (キ) その他必要と認められる事項

(2) 新規樹脂を用いたコーティングに関する調査

コーティング指針に示されていない屋外貯蔵タンクに適用可能な樹脂を用いたコーティングについて調査を行い、とりまとめること。また、新規樹脂を導入する上で必要な条件を整理すること。なお、新規樹脂については特に以下の項目について耐性があるものを含めること。

(ア) エタノール、バイオエタノール、BTX、メチルシクロヘキサン等に耐性のあるコーティング

(イ) 60℃を超えて使用可能なコーティング

(3) コーティング指針に関する課題の整理

調査結果及び事業者、塗料メーカー、施工会社等の関係団体からヒアリングを行い、コーティング指針に関する課題を抽出、整理すること。また、課題の解決について有用な文献、知見、データ等があれば提案を行うこと。

(4) 報告書作成

(1) ～ (3) の業務をとりまとめた報告書の作成を行うこと。

(5) 検討会の運営補助

消防庁が開催する「屋外貯蔵タンクの予防保全に関する調査検討会」における運営補助を行うこと。

- ・開催場所は千代田区霞が関周辺
- ・開催回数は令和9年3月までに3回程度を予定
- ・開催の都度、各業務の進捗と今後の予定について必要な資料を作成し、危険物保安室に説明すること。
- ・検討会に事務局補助として出席し、必要に応じて資料説明等を行うこと。
- ・検討会における委員からの意見等を危険物保安室と協議の上、(1) ～ (4) の業務に反映させること。

(6) 注意点

調査検討作業は、特定屋外貯蔵タンクのコーティングに関する知見を有し、関連する法令及び消防庁が過去に発出してきた通知について熟知している者に実施させること。

本業務の実施に際して、不明な点等が生じた際には、その都度消防庁と協議し、決定することとする。

#### 4 成果物の納入

(1) 成果物

調査、分析結果及び報告書一式（印刷物1部及び電子データ）

＊ドキュメントの電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint のいずれかで、閲覧及び編集可能なこと。

(2) 納入期限

令和9年3月19日（木）

- (3) 納入場所  
危険物保安室

## 5 留意事項

- (1) 各業務の実施前に、その内容について危険物保安室へ確認すること。
- (2) 各業務の実施結果については、適時に危険物保安室へ中間報告を行うこと。

## 6 知的財産権等

- (1) 請負者は本契約に関して、消防庁が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は消防庁に帰属し、消防庁が独占的に使用するものとする。  
ただし、請負者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、消防庁と別途協議するものとする。  
なお、請負者は消防庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら消防庁の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、消防庁は係わる紛争等の事実を知った時は、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

## 7 その他

- (1) 検収は、危険物保安室が行う。
- (2) 請負者は、当事業に係る一切の費用を負担すること。
- (3) 本契約に基づくすべての作業については、請負者が責任をもって行い、事故などに関して消防庁は一切責任を負わないため注意すること。
- (4) 請負者は、事業の進捗状況等について危険物保安室が求める時期及び内容で書面等により報告すること。
- (5) 請負者は、本契約に関して請負者の責めに帰すべき事由により消防庁及び第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 請負者は、本仕様書に基づく作業に当たっては、消防庁の許可なく、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (7) 請負者は、本仕様書について疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は速やかに危険物保安室へ問い合わせ、指示を受けること。
- (8) その他、本仕様書に関する詳細については、危険物保安室の指示によること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び変更については、必要に応じて消防庁と協議の上、決定すること。

以上